

【セミナー概要】

近頃、中国の医薬・ヘルスケア業界が大きな変化を迎えております。今回のセミナーは、中国市場に参入・販促する際に避けては通れない法律・法規を中心に、「外商投資法」と「薬品管理法」の概要と関連実施細則をめぐり、日系企業が特に留意すべき点を解説させていただきます。

「外商投資法」は2020年1月1日より施行され、これまで外資企業に適用されていた「外資企業法」、「中外合弁経営企業法」、「中外合作経営企業法」の外資3法は同時に廃止となります。とりわけ、最高権力機構が董事会である企業は会社法に基づき株主会の設置が必要となる等、対応が必要となります。外商投資を専門分野の一つとして日本と中国で十数年の日系企業に向けた法律実務の経験を有する弊所大連分所・所長弁護士 咸海英が講師として詳しく説明させていただきます。

新「薬品管理法」は2019年12月1日より施行され、MAH制度の確立、偽造医薬品・粗悪医薬品の認定基準の変更、商業賄賂処罰基準の設定、処方薬のオンライン販売に関する規定の追加、医薬品に関わる不法行為責任の追及方法の明確化等の改正があり、またGMPとGSP許可制度の廃止、医薬品広告の事前審査等の制度も導入され、医薬品の生産や経営に対してより具体的な規制が定められました。旧「薬品管理法」の体制を覆し、中国の医薬品業の急速な発展の現実的な需要に合わせて、医薬品管理において画期的な意義を持つと考えます。医薬品関連法律の専門家・所長弁護士の朱立が講師として解説させていただきます。

～東京会場～

【日時】2020年3月4日(水) 14:30～17:00 ※受付開始 14:00～

【会場】日本橋ライフサイエンスビルディング

【住所】東京都中央区日本橋本町 2-3-11 10F

【アクセス】東京メトロ銀座線・半蔵門線「三越前」駅より徒歩約3分

～大阪会場～

【日時】2020年3月10日(火) 14:30～17:00 ※受付開始 14:00～

【会場】AP 大阪淀屋橋

【住所】大阪市中央区北浜 3-2-25 京阪淀屋橋ビル 3F

【アクセス】地下鉄御堂筋線・京阪本線「淀屋橋」駅より徒歩約3分

【プログラム概要】

14:30～14:40 【ご挨拶】

日本製薬団体連合会 元理事長 木村 政之

14:40～15:20 【講演】

「外商投資法」の解説

講演者：里格法律事務所

大連分所所長・弁護士 咸 海英

言語：日本語

15:20～15:30 【休憩】

15 : 30～16 : 40 【講演】

新「薬品管理法」の解説

講演者：里格法律事務所

所長・弁護士 朱 立

言語：中国語（逐次通訳）

16 : 40～17 : 00 【質疑応答】【名刺交換】

【参加費、定員】

参加費：無料

定員：50名（1社につき3名様まで参加、応募多数の場合は先着順とさせていただきます）

【主催】

里格法律事務所

【お問い合わせ/お申し込み先】

担当：肖（ショウ）

「TEL」：03-4590-6672（平日 9:00-18:00）

「E-mail」：hxiao@a-zlf.com.cn;mli@a-zlf.com.cn